

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令に基づくもの)

許認可等の名称	火薬類の製造施設及び火薬庫の保安検査
根拠法令・条項	火薬類取締法 第35条 第1項
所管課	予防部 危険物保安課
審査基準	法第35条第1項の規定による保安検査は、火薬類取締法施行規則第44条の2第4項に該当していることを検査の基準とする。
標準処理期間	40日
標準処理期間を設定できない 場合の理由	